

第9章 屋外広告物の表示等の制限に関する事項

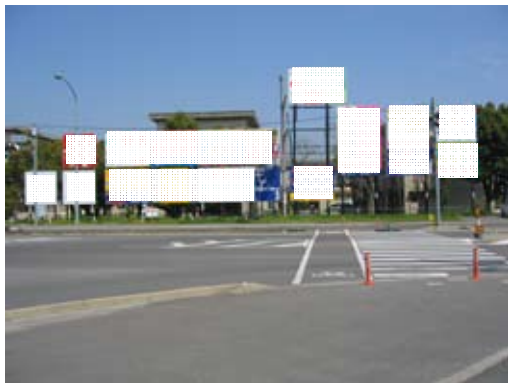
屋外広告物は、良好な景観形成において重要な要素のひとつです。また、情報を求めている市民にとって有益なものであり、まちに活気を与えるものでもあります。しかし、これらの広告物が無秩序に氾濫することにより、自然景観や良好なまちなみ景観を損なうことがあるため、周辺の景観と調和した適正な広告物の規制誘導を行うことが必要です。

したがって、「佐賀市屋外広告物条例」に基づく規制誘導と併せて、良好な景観形成のため、屋外広告物の表示等の制限に関する事項（基本方針・考え方）を以下のとおり定めます。

■基本方針・考え方

- ・良好な眺望を妨げないよう配慮する。
- ・景観上重要な地域では、地域イメージを損なわないよう配慮する。
- ・周辺の景観と調和した形態・意匠となるよう努める。
- ・地色は、けばけばしい色彩（原色など）を避け、使用する色彩の数もできるだけ少ないものとするよう努める。

■佐賀市屋外広告物条例による規制（参考）



【主要交差点の屋外広告物の撤去状況】